(案)

三原市人権教育 · 啓発推進計画

~一人ひとりが輝くまちづくりをめざして~

平成31年(2019年)○月

三原市

目 次

あいさつ

人権教育・啓発推進指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 三原市人権教育・啓発推進指針の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 指針の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 指針の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 人権尊重の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 人権啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 三原市人権教育・啓発推進計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 関係機関相互の連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
人権教育・啓発推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1章 推進計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・10
1. 推進計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・1(
(2) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1(
2. 推進計画策定の背景と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・10
(1) 国際的動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1(
(2) 国・県の動向・・・・・・・・・11
(3) 本市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3. 人権教育・啓発の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 人権教育・啓発の推進の基本的な姿勢・・・・・・・・・・・・・・12
第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・13
1. 家庭・地域における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・1:
(1) 家庭における人権教育・・・・・・・・1:
(2) 地域における人権教育・啓発・・・・・・・・・13
(3) 学習機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・1:
(4) 指導者の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

	2	. 学	学校における人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•13
		(1)	あらゆる教育活動を通じた人権教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
		(2)	教育に携わる人たちの資質向上を図る研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
		(3)	家庭、地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
	3	. ú	ミ業等における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
		(1)	企業等における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
第	3	章	個別重要課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•15
	1	. \$	、性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 15
		(1)	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•15
		(2)	施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•15
		(1)男女共同参画社会の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•15
		2	女性に対する暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•16
		3	就業の場における男女共同参画の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•16
	2	. 子	- ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•16
		(1)	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•16
		(2)	施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•17
		(1)「子どもの権利条約」の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•17
		2	いじめ問題の解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•17
		(3	児童虐待の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•17
		4	子どもの健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 18
		(5)子どもの貧困対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 18
	3	. 店	5齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 18
		(1)	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 18
		(2)	施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 19
		(1	高齢者の社会参加の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 19
)地域生活を支える体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			〕人権侵害の未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		4	権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•20
	4		賃害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		_)地域生活の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
)障害児教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			社会的自立に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
)住みよい環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
)障害者差別解消法の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5		引和問題······	
			現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(2)	施第の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 25

①啓発活動の推進・・・・・・・23
②人権教育の充実・・・・・・・・・・23
③人権文化センター活動の推進・・・・・・・23
6. アイヌの人々・・・・・・23
(1) 現状と課題・・・・・・・・23
(2) 施策の方向・・・・・・・・・・・24
7. 外国人・・・・・・・・・・・・24
(1) 現状と課題・・・・・・・・・・24
(2) 施策の方向・・・・・・・・・・・24
①国際理解の促進・・・・・・・・・・・24
②外国人への情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・25
③地域環境・都市基盤整備・・・・・・・・・25
8. H I V感染者等・ハンセン病患者等・・・・・・・25
(1) 現状と課題・・・・・・・・25
①H I V感染者等·······25
②ハンセン病患者等・・・・・・・・・・25
(2) 施策の方向・・・・・・・・・・・26
9. インターネットによる人権侵害・・・・・・26
(1) 現状と課題・・・・・・・・26
(2) 施策の方向・・・・・・・・・・26
10. 性的指向と性自認・・・・・・・・・26
(1) 現状と課題・・・・・・・・26
(2) 施策の方向・・・・・・・・・・・27
11. さまざまな人権をめぐる問題・・・・・・・27
第4章 計画の推進・・・・・・・・・27
1. 計画推進体制について・・・・・・・・27
2. 国・県及び関係団体との連携・・・・・・・・27
3. 計画の見直し・・・・・・・・・・・27
用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・28

三原市人権教育 · 啓発推進指針

(案)

2005 年 12 月策定 2019 年〇月改定

三原市人権教育 · 啓発推進指針 (案)

平成 17 年(2005 年)12 月策定 平成 30 年(2018 年)○月改定

1 はじめに

20 世紀は、科学技術が著しく発展した反面、度重なる戦争や地域紛争などで尊い命が失われ、 人権の存在そのものが脅かされてきた時代でもありました。

※ (90P)「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画に掲げられているように、 21 世紀は「人権の世紀」にしなければならないと言われています。この言葉には、すべての人々の人権が尊重される平和で心豊かな社会が実現することへの、願望と期待と決意が込められています。

人権は、日本国憲法で明らかにされているように、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利です。すべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、幸福に生きるために、欠かすことのできない権利として保障されています。

しかしながら、依然として続く差別事象や、国際化、情報化、少子高齢化などの社会構造の変化 に伴い、人権に関する新たな問題が生起しているのが現状です。

今日、我が国における重要な人権問題として、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌの人々・外国人・HIV感染者等やハンセン病患者等・刑を終えて出所した人等、さまざまな問題が課題となっています。また、インターネット上の掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等も問題となっています。

市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かでいきがいのある社会の実現をめざした取組を進める必要があります。

平成17年(2005年)6月,本市は「人権尊重都市宣言」及び「非核・平和都市宣言」を行い、 その中にある「すべての人々の人権が等しく尊重され、平和で明るい社会を実現すること」を目標においています。

本市では、このような認識にたち、次の方針に基づいて人権教育・啓発を推進します。

2 三原市人権教育・啓発推進指針の基本的考え方

(1) 指針の趣旨

三原市人権教育・啓発推進指針(以下「指針」という。)は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)に基づき、本市が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものです。

(2) 指針の目標

指針は、市民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもが生きがいのある幸せに生活できる社会づくりを目標とします。

3 人権尊重の基本理念

人権の尊重は、市民が心豊かに暮らせるまちづくりの基本となるものであり、あらゆる人権問題の解消を図りながら、すべての市民の人権が保障される社会の形成をめざして取り組んでいく必要があります。

三原市がめざす人権行政を推進するにあたって、「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重 される差別のない社会を実現し、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現の達成を図っ ていくこと」を基本理念とします。

人権尊重の理念を身につけるうえで、人権教育・啓発の果たす役割はきわめて大きく、市民一人ひとりが人権の意義や重要性を知識として身につけるだけでなく、日常生活の中で人権尊重の 具体的な行動ができるような人権感覚を身につけることが必要です。行政は、そのための人権教育・啓発を推進していくこととします。

その際,人権教育・啓発は,市民一人ひとりの自主性を尊重し,押し付けにならないように十分 留意する必要があります。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するには、その内容はもとより、実施の方法等について、市民から、幅広く理解と共感を得られるものであるとともに、その推進にあたっては、行政は主体性・中立性を確保することは言うまでもありません。

(1) 人権教育の推進

学校においては、子どもの発達段階に即し、教育活動全体をとおして人権尊重の精神のかん養を図り、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。また、地域社会・民間企業等の事業所においては、人権意識の高揚をめざし、学習機会の充実に努めます。家庭では、家族のふれあいや親子の共同体験の機会の充実を図る等、家庭教育への支援に努めます。

(2) 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、基本的人権の尊重とあらゆる人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに人権意識の高揚を図るため、さまざまな啓発活動を推進します。

4 三原市人権教育・啓発推進計画の策定

(1) 計画の策定

指針に基づき、「三原市人権教育・啓発推進計画」を策定します。

社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向などに伴い、人権に関する新たな課題についても適切に対応することとし、必要に応じて計画を見直します。

(2) 推進体制

指針に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、※ (92P)「三原市人権行政推進協議会」の有効機能を図ることとします。

また、人権教育・啓発に関する施策の実施に当たっては、国及び県との整合性を図ることと します。

(3) 関係機関相互の連携強化

人権に関するさまざまな問題についての対応が、今後ますます重要になることが予想されることから、国・県をはじめとするあらゆる関係機関・団体等との相互の連携強化を図るものとします。

人権教育 · 啓発推進計画 (案)

2005 年 12 月策定 2018 年〇月改定

はじめに

20世紀は、二度にわたる大戦や地域紛争により尊い命が奪われ、さらには地球環境の破壊など、 人権にとって受難の世紀でありました。※ (29P注7)「人権教育のための国連10年」に関する国内 行動計画に掲げられているように、21世紀は「人権の世紀」にしなければならないと言われていま す。このことは、世界の全ての人類の共通の願いです。

本市では、「新市建設計画」の中で人権尊重の理念を基本方針として位置づけ、また、平成 17 年 (2005 年) 6 月には、市議会において※ (28P注 1)「人権尊重都市宣言」及び※ (28P注 2)「非核・平和都市宣言」が決議されました。

これまで、人権意識の高揚を図るため、さまざまな取組を行ってきましたが、依然として差別発言・インターネットへの差別書き込み等の差別事象や、国際化・高齢化・情報化等に伴う新たな人権問題が生起している現状があります。

平成12年(2000年)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」 という。)が制定され、この法律において、人権教育及び人権啓発の推進について、国、地方公共団 体及び国民の責務が明らかにされました。

この法律において、地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する(人権教育・啓発推進法第5条)こととされており、本市が今後実施する人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため「三原市人権教育・啓発推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定いたしましたが、策定から13年を経過し、新たな法律などが制定されたこと、また新たな人権問題もクローズアップされる中、このたび改定を行うこととしました。

推進計画の改定にあたっては、三原市が平成 29 年(2017 年) 10 月に実施した「三原市人権問題市民意識調査」(以下「人権問題市民意識調査」という。) の結果を基礎的資料としました。

今後は、この計画に沿って、人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発を推進し、差別 や偏見のない明るく住みよいまちづくりを進めることとします。

第1章 推進計画の基本的考え方

1. 推進計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

推進計画は、本市における人権意識の現状を明らかにするとともに、市民一人ひとりが人権 尊重の意識を高め、互いに尊重しあい、だれもがいきいきと暮らすことのできる都市の建設と、 平和で明るく豊かな文化のまちづくりのため、今後取り組むべき人権教育・啓発の方向を示す ために策定するものです。

(2) 基本理念

人権とは、すべての人間の尊厳にもとづいて、生まれながらに有する侵すことのできない固 有の権利です。

また、人権尊重とは、人権がすべての人の固有の権利であるという考えのもとに、一人ひと りが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、互いに人権を尊重しあい 共に生きていくということです。

三原市がめざす人権行政を推進するにあたっては、「一人ひとりがかけがえのない存在として 尊重される差別のない社会を実現し、だれもがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現の達 成を図っていくこと」を基本理念とします。

(3) 基本目標

推進計画は、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもがいきいきと生活できるまちづくりを目標とします。

2. 推進計画策定の背景と経緯

(1) 国際的動向

国際連合は、昭和23年(1948年)差別撤廃・人権確立によって、人類共通の願いである恒久 平和の実現をめざすため「世界人権宣言」を採択しました。

その後「世界人権宣言」の理念を実現するため、昭和 40 年 (1965 年) に※ (28P 注 3)「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (以下「人種差別撤廃条約」という。)」、昭和 54 年 (1979 年) に※ (28P 注 4)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (以下「女子差別撤廃条約」という。)」、平成元年 (1989 年) には※ (28P 注 5)「児童の権利に関する条約 (以下「子どもの権利条約」という。)」、平成 18 年 (2006 年) に「障害者の権利に関する条約 (以下「障害者の権利条約」という。)」を採択しました。

また,これらの諸条約の採択とともに,「国際人権年」「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」「国際高齢者年」※(29P注6)「国際婦人の10年」及び「障害者のための国連10年」等の施策により,人権が尊重される国際社会の実現をめざす取り組みを進めてきました。

こうした流れを受け、人権教育を通じ個人の尊厳を確立し、世界平和の礎を築くため平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定めるとともに、人権意識を高め、理解を深めるための具体的戦略・計画としての「人権教育のた

めの国連10年」を採択しました。

(2) 国・県の動向

わが国は、昭和31年(1956年)に国際連合に加入し、国際連合が提唱するさまざまな国際年にも積極的に取組むとともに、昭和44年(1969年)には、わが国固有の人権問題である同和問題の解決のための立法措置を講じ、部落差別の解消を図ってきました。

また、国際的な取組の流れの中で「人種差別撤廃条約」をはじめとする人権諸条約を批准してきました。

平成7年(1995年),政府は「人権教育のための国連10年」を受けて内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9年(1997年)※(29P注8)「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。計画では、さまざまな文化や異なる考え方を受け入れ、ともに生きることが必要であり、学校教育のみならず生涯にわたっての教育の推進など、さまざまな取組が推進されてきました。

また、平成9年(1997年)に※(29P注9)「人権擁護施策推進法」の施行にもとづき、「人権 擁護推進審議会」が設置され、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公 共団体及び国民の責任を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資す ることを目的とした「人権教育・啓発推進法」を平成12年(2000年)に制定しました。平成14年(2002年)3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成23年(2011年)4月に 改定しています。

さらに、平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (以下,「障害者差別解消法」という。)」、平成 28 年 (2016 年) 6 月 3 日「本邦外出身者に対す る不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下,「ヘイトスピーチ解消法」 という。)」、そして平成 28 年 (2016 年) 12 月 16 日に「部落差別の解消の推進に関する法律(以 下,「部落差別解消推進法」という。)」、いわゆる人権 3 法を制定しています。

広島県においては、平成 14 年(2002 年) 5月に人権教育・啓発についての基本方針を示す「広島県人権教育・啓発指針」、続いて 11月に「広島県人権啓発推進プラン」12月には「広島県人権教育推進プラン」を策定し、平成 28年3月には、「広島県人権啓発推進プラン」を改定しました。

(3) 本市の取組

本市においては、国、県の人権推進の流れを受け、推進計画を総合的、効果的に推進するため、平成17年(2005年)4月、※(29P注10)三原市人権施策推進協議会を設置しました。また三原市において、平成29年(2017年)10月に実施しました人権問題市民意識調査から、人権問題に対する市民意識はまだ十分でないことが明らかになりました。

人権尊重は、市民が心豊かに暮らせるまちづくりの基本となるものであり、あらゆる人権問題の解消を図り、すべての市民の人権が保障される社会の形成をめざして取り組んでいく必要があります。

3. 人権教育・啓発の基本的な考え方

人権が尊重されるためには、個人がそれぞれ自立した人として尊厳が保たれ、かつ個性と能力が十分発揮できる社会をつくることが必要です。

また、私たちは同じ人間であっても人種、信条、性別、社会的身分又は門地等さまざまな違いがあります。その違いをお互いが認めたうえで、ともに生きていく社会をつくることが大切です。

4. 人権教育・啓発の推進の基本的な姿勢

市民一人ひとりが人権の意義や重要性に対して知識の習得だけでなく、日常生活の中で、常に人権尊重に立った行動ができる感覚が身につくようにします。

このため、地域社会、学校、職場等での学習機会を確保するとともに、だれもが参加しやすく主体的に学習できるよう、身近な問題等を取りあげ、内容の充実を図ります。

その際,押し付けにならないように,市民の自主性を尊重することが大切で,さらに,行政や教育の主体性,中立性を確保したうえで実施します。

また,人権問題は社会環境の変化にともない,さまざまな形で新たに発生する可能性があるので,こうした問題に的確に対応しながら継続的に取組こととします。

第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

1. 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

これまで実施してきた啓発により、人権問題に対する市民の理解と意識は一定程度深まっているもののなお十分とはいえず、人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくるためには、行政をはじめ市民一人ひとりが人権に関する正しい知識をもち、日々の努力を継続していく必要があります。

そのためには、市民一人ひとりの積極的な取組が家庭、地域社会において促進されるよう、人 権学習の振興に努めることとします。

参加者の減少・固定化という課題もあり、多様な学習方法や参加したいと思うような講師やテーマの選定に留意する必要があります。実施にあたっては、行政主導型ではなく、地域の各種団体等の主体的な開催がより効果的な学習会となることが考えられるので、そのための支援をします。

(1) 家庭における人権教育

家庭において,人権尊重の意識を育むうえで,子育てや育児,介護,家事等へ男女共同での取り組み等,家族全員の実践を通して豊かな心を育むことが重要です。

このため、家庭における人権教育が推進されるよう、家庭教育に関する情報提供を行うとと もに、子育てへの支援や不安に対する相談体制の充実など、家庭に対する支援策の充実を図り ます。

(2) 地域社会における人権教育・啓発

地域社会において、すべての人々がお互いの人権を尊重し合い、ともに生きがいをもって豊かに暮らせる環境をつくることが重要です。

このため、地域社会、家庭が連携して人権に関する教育、啓発に取組むことができるよう社会教育関係団体等の活動を支援していくとともに、地域住民の相互理解を深める各種の交流活動やボランティア活動への支援などを行います。

また、公民館や人権文化センターなど地域住民が活用できる身近な施設を、人権教育・啓発 の拠点として機能するよう努めます。

(3) 学習機会の充実

さまざまな家庭教育や社会教育の場において、人権に関する学習機会の充実に努めることが 重要です。そのためには、身近なテーマなどを具体的に取り上げるなど、学習内容に創意工夫 を凝らします。

(4) 指導者の養成

地域社会おける人権教育・啓発にあたっては、さまざまな人権問題に対応できる指導者の養成が重要です。そのためには、人権教育・啓発の要となる人材を育成するための研修を推進します。

2. 学校等における人権教育の推進

学校・幼稚園・保育所等においては、人間形成の基礎が培われる重要な時期であることをふまえ、各教科をはじめ特別活動や集団生活及び遊びを通じて、お互いをかけがえのない人間と

して尊重する心や、お互いの個性を認め合う心を育て、「いじめ」などの人権侵害を許さない実践力の育成を図る必要があります。

(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育

学校教育の場において、人権教育の意識を高め一人ひとりを大切にした教育を推進することが必要です。そのため、学校教育の場では、体験・参加型の学習を取り入れるなど効果的な学習方法や指導方法の改善、工夫をします。

(2) 教育に携わる人たちの資質向上を図る研修の充実

人権教育を推進していくうえで、大切なことは教育に携わる人たちが豊かな人権感覚を身に 付け、相手に接することです。

そのため、学校教育の場で職務や経験年数に応じた研修を計画的かつ継続的に実施します。

(3) 家庭, 地域との連携

人権教育の一層の充実を図るためには、家庭、地域と緊密に連携し、それぞれの教育機能を 十分に生かしながら、人権教育の正しい認識と理解がより深まるよう教育活動の充実に努めま す。

3. 企業等における人権教育・啓発の推進

企業等の人権問題の解決に果たす社会的役割は極めて大きいと同時に重要な責任を担っています。

職員の採用及び配置昇進にあたっては公正が保たれるとともに、人権尊重が確保されるよう 一層の努力が望まれます。このため、企業等において自主的、計画的、継続的な啓発活動が求め られています。

推進にあたっては、企業間との連携はもとより、より具体的なテーマでの研修が効果的である ため、方法等について十分配慮する必要があります。

(1) 企業等における人権教育・啓発の推進

企業は、その存在、企業活動、営業活動などを通じ、地域や市民と深いつながりを持っており、その社会的役割と責任を自覚し、人権尊重の確立された職場環境を整備する必要があります。

特に、その社会的責任についての自覚にもとづく行動が求められ、男女共同参画社会の実現、 男女雇用機会均等法の定着、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活 躍推進法」という。)」の施行、さらにはさまざまな理由で就職が困難とされる人々の採用選考、 任用などに関しても、基本的人権に配慮した適切な対応が強く求められています。

また、さまざまなハラスメントを防止し、企業関係者の人権意識の高揚を図るためには、企業内研修を通して人権教育・啓発に取組むことにより、お互いの基本的人権を尊重し合う民主的な職場づくりが必要です。

行政は、企業内研修への講師派遣、研修材料としての※(29P注 11) 啓発リーフレット等の作成・配布等の援助及び取引業者等人権問題研修会などへの参加要請、三原市人権推進企業関係者協議会への入会要請など企業との連携をより深め、ともに人権教育・啓発を推進していきます。

第3章 個別重要課題への対応

1. 女性

(1) 現状と課題

国連は、昭和54年(1979年)「女子差別撤廃条約」の採択をはじめとして、国際社会における 女性への人権確立に貢献してきました。

わが国では、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」を契機とした国際社会における取り組みや「女子差別撤廃条約」の批准、また平成8年(1996年)に策定した「男女共同参画2000年プラン」にもとづき、具体的施策の推進を図ってきました。

また,男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ,平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が施行,平成12年(2000年)に「男女共同参画基本計画」を策定し,国,地方公共団体,国民に男女共同参画社会の形成に向けての責務が定められました。

広島県でも「広島県男女共同参画推進条例」と「広島県男女共同参画基本計画」を定め、国とと もに男女共同参画社会の実現を推進しています。

本市としても、平成23(2011)年3月に三原市男女共同参画推進条例を施行、また平成29年7月に男女共同参画第3次プランを作成し、実質的な男女平等の実現に向けてさまざまな取組がなされてきました。しかしながら、人々の意識や行動、男女の固定的な役割分担意識が今もなお根強く残っているなど、家庭・地域・学校・職場等における男女平等の実現には、まだまだ多くの課題が残っています。

人権問題市民意識調査においても、女性の人権侵害の問題として一番多く指摘されたのが「家庭内での家事や育児の分担の割合が高い」56.1%、次いで「採用・昇給・昇任などにみられる男性との差」38.5%、第3位に「職場での仕事の内容や※(30P注12)セクシュアル・ハラスメント」20.2%、「町内会などでの女性の役割や仕事の分担」19.5%、そして「ポルノ、買春などにみられる性の商品化」18.1%とつづいています。

また,「性別役割分担意識の解消」が男性 34.1%に対し,女性 40.2% と 6.1 ポイント高いことは,「性別役割分業」の否定と、現在の※ (30P 注 13) ジェンダー観への批判であります。

さらに、「女性への暴力等の犯罪に対する取り締まり強化」が女性 27.6%、男性 35.8%と高い数値を示しており、※(30P注 14)ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめとする性差別への抗議の現れといえます。

引き続き男女共同参画の視点に立った施策の推進や就労環境の整備、女性に対する人権侵害の 防止に向けた施策の充実が必要です。

また,三原市男女共同参画第3次プランでは,「認めあい ともに歩もう 多幸のまちみはら」を将来像に描き,環境づくり,安心・安全つくり・人づくりを基本目標に定めています。

(2) 施策の方向

① 男女共同参画社会の促進

これまでの固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がお互いの個性と能力を尊重しあい、協力しながら活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりがお互いの違いを

認め合い、苦労も喜びもともに分かち合っていくことで、誰もが幸せをしっかり感じることのできるよう意識の改革が不可欠です。このため家庭・地域・職場などあらゆる場で一層の学習活動や啓発活動に努めます。

② 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力とは、他人か身内かを問わず、身体的、性的、心理的な障害や苦しみをもたらすことなどをいい、性犯罪、売買春、DV、セクシュアル・ハラスメントなどを含む広い概念のものです。

こうした女性に対する暴力は、女性の基本的人権の享受を妨げ、自由を制約するものであり、 あらゆる面において、被害を受けた女性や社会に対して深刻な影響を及ぼすことから、その根 絶に向けての取り組みを進めるとともに、女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成のため、 一層の啓発に努めます。また、こうした被害についての相談・支援の体制の充実を図ります。

③ 就業の場における男女共同参画の実現

産業構造の変化や高学歴化を背景とした女性の就業意欲や経済的自立意識の高まりにより、女性が就労しやすい社会が求められています。このような社会の動向により、※ (30P 注 15) 男女雇用機会均等法や労働基準法が改正され、男女の均等な就労機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が共に仕事と家庭を両立できる条件整備がされました。

働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、 男性も家庭的責任を担い、男女がともに仕事と家庭を両立し、安心して子どもを産み育てることができ、かつ社会で活躍できる環境づくりを促進するための施策を行っていきます。

さらに、仕事や社会活動と子育てが両立できるよう、保育事業の機能充実に努めていきます。

2. 子ども

(1) 現状と課題

国連において、昭和34年(1959年)に「児童の権利宣言」が採択され、児童に特別の保護を与えることの必要性が明確にされました。さらに、平成元年(1989年)には「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)」が採択されました。この条約は「国は子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現のためにあらゆる措置をとる。」こととしています。

つまり、子どもたちを単なる保護の対象としてではなく、独自の考えや主体的な能力をもつ 大人と対等な一人の人間として捉え、発達段階に応じてその権利を行使しながら、社会に参加 していく存在であると位置づけています。

わが国においても、昭和22年(1947年)に「児童福祉法」が、昭和26年(1951年)には「児童憲章」が定められるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきました。「子どもの権利条約」についても、その意義を踏まえ、平成6年(1994年)に批准を行いました。

本市におきましても、これまで、児童の健全育成や子育て支援、保護を必要とする児童の対策などの施策を推進してきました。

しかしながら,子どもと子育てを取り巻く環境は,出生率の低下,核家族化や都市化の進展, 生活様式の多様化などにより多くの課題がみられます。また,いじめの増加・陰湿化・少年非行 の低年齢化・凶悪化・性の商品化など子どもを育てるうえで多くの困難が生じています。

人権問題市民意識調査においても、子どもの人権侵害として問題にされている第1位は、「仲間はずれや無視などのいじめをしたり、させたりすること」の66.5%と「いじめ」に関する問題が極めて多くあります。ついで、「子どもが意見を言う機会を奪うこと」の42.4%、「児童買春、児童ポルノ等の犯罪」の33.5%、「進学や就職に際して、子どもの意見を親が無視すること」の33.3%となっています。

このような状況を踏まえ、子どもと子どもを取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、子どもが健やかに育ち、子育てに夢を持てる環境づくりのための取り組みを図るとともに、平成17年(2005年)に「次世代育成支援行動計画」を策定し取り組み、また、近年急速に進行する少子化や都市部を中心とする待機児童の増加など、子育てをめぐる環境は著しく変化しているなかで、平成27(2015)年4月より子ども・子育て支援新制度がスタートするにあたり、幼児期の教育・保育の量的・質的確保と地域における子育て支援の充実を図るために「三原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、職場における子育ての支援、母性ならびに乳幼児等の健康の確保及び増進の取り組み等、より充実した子育て支援を総合的に推進します。

「三原市子ども・子育て支援事業計画」は、「子どもがのびのびと育ち、子育てが楽しいことを 実感できるまち・みはら~未来を担うすべての子どものために、みんなでつどう・つながる・さ さえあう~」を基本理念に定め、5つの基本目標にそって施策をおこなっています。

(2) 施策の方向

① 「子どもの権利条約」の普及啓発

平成元年(1989年)の国連で採択された「子どもの権利条約」は子どもの人としての権利や 自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することをめざしています。

家庭、学校、地域などあらゆる場を通じて、基本的人権尊重の精神の徹底を図り、さらにPTAや他の社会教育団体等と連携し、保護者や地域の人たちへの啓発に努めます。

② いじめ問題の解決

いじめは、児童・生徒の人権にかかわる重要な問題であり、この問題を防ぐためには、幼児期から発達段階に応じた人権意識の向上を図ることが極めて大切です。家庭教育、学校教育などの場で、児童・生徒一人ひとりを大切にした個性を生かした教育を行うとともに、体験活動や集団活動などを通じて、子ども一人ひとりが自分の人権と、相手の人権も尊重することができるような社会性の育成に努めます。

また,スマートフォンの普及などに伴い,子どもがインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれるおそれが高まっている一方,いわゆるネットいじめも問題となっています。

さらに、いじめ問題の対応については、学校で組織的にその解決に当たるとともに、保護者 や地域の人たちとの連携・協力の強化を図りながら、インターネットなどを適正に利用する啓 発を行っていきます。

③ 児童虐待の根絶

児童虐待は、それを受ける児童にも、虐待する側にもそれぞれ深い傷を残すものであり、社会全体で発生防止、早期発見・早期対応が極めて重要です。

そのため、増加し続ける児童虐待に対応するため、平成 16 年(2004 年)に児童福祉法等が改正され、市町村が児童虐待の第一次の通告・相談窓口とされ、本市においても、平成 17 年(2005

年)4月から通告・相談窓口を設置しています。

平成 28 年には再度児童福祉法が改正され、児童福祉法理念の明確化、児童虐待の発生予防、 虐待発生時の迅速・明確な対応、被虐待児童の自立支援などが施行されました。

また本市では、児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な 保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関が情報交換や支援内容の 協議など適切な連携のもとに早期発見、早期対応に努めます。

さらに、子育て世代包括支援センター「すくすく」では、保健師、保育士、家庭児童相談員などの専門職を配置し、妊娠期から子育て期まで育児・健康などの相談に応じることで、育児ストレスや悩みを抱える親の支援に努めます。このほか、引き続き地域子育て支援センターや児童館等への参加、案内等を働きかけて子育て仲間づくりを促進していきます。

④ 子どもの健全育成

子どもたちは、家庭や学校のみならず、地域での多様な人とのふれあいの中で健やかに成長するものであるため、親をはじめ、すべての大人が子どもの人権についての意識を高め、正しく理解するよう広報・啓発の推進に努めます。

子どもたちの健全育成を図るには、健全な家庭づくり、多様な育成活動・自主活動等の充実 及び推進等が大変重要になります。

そのため、セミナー等の開催により、親の学習機会の拡充を図るとともに、親子のふれあいや子育て家庭の交流を促進し、育児への情報提供に努めます。

⑤ 子どもの貧困対策

平成26年1月に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもが持つ様々な権利や機会が貧困により、剥奪されることを食い止め、さらに親から子に貧困状態が引き継がれる、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るための取り組みの推進が行われようとしています。

3. 高齢者

(1) 現状と課題

わが国においては、今や平均寿命 80 歳を超える、世界においても長寿国になり、平成 30 年 (2018 年) には 4 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会が到来しています。本市の 高齢化率 (総人口に占める 65 歳以上の人口の割合) は、平成 29 年 10 月 1 日現在 33.42%であり、全 国平均より約 5.78%高く、今後はより高齢化が進行すると見込まれています。

よって、介護を必要とする高齢者は増加することが見込まれ、日常生活を送るために介護が必要な人が適切にサービスを受けることができるよう、社会全体で高齢者を支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成12年(2000年)4月から開始されました。

反面,平均寿命の伸びとともに,生涯現役をめざして活躍する高齢者も増加しており,健康で生きがいを持ち,安心して暮らせる長寿社会を構築していくことが重要な課題となっています。

人権問題市民意識調査において、「高齢者の人権について、どのような問題があると思いますか」の問いに対して、「高齢者とともに暮らす社会になっていない」という観点からの意見が多数を占めています。

例えば、「経済的に自立が困難なこと」41.2%、「高齢者が暮らしやすいまちづくりが十分でな

いこと」37.3%,ついで「病院や施設での看護や介護においての嫌がらせや虐待」35.6%,「振り込め詐欺等の悪徳商法による犯罪被害」29.9%,「持っている知恵や経験が十分に生かされていないこと」23.1%,「働く場が十分でないこと」22.9%となっています。

本市では、平成30年(2018年)3月に策定した第7期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で、「健やかに暮らせる人に優しいまち」〜住み慣れた地域で、地域とともに、自分らしく健やかに暮らせるまち〜を基本理念に掲げ、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進することとしています

高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害、社会参加の困難性などが 人権問題市民意識調査などから指摘されています。

高齢者に対する誤った先入観や固定観念を改め、すべての高齢者が一人の人間として尊重され、社会を支える一員として生きがいをもって主体的に社会参加でき、自立した生活を送ることができるような体制をつくる教育・啓発に努める必要があります。

(2) 施策の方向

① 高齢者の社会参加の推進

生涯学習等を通じて高齢者が趣味や生きがいのある生活を送れるように支援するほか、地域活動やボランティア活動への社会参加を積極的に推進します。また、元気で意欲のある高齢者が働くことのできる地域社会づくりを進めます。

② 地域生活を支える体制の整備

地域の課題を我が事として丸ごと受け止め、助けあうことのできる共生社会を目指 すために、住民互助の地域づくりを推進し、地域の多様な主体による見守り活動や集いの場の運営を 支援します。

住民互助では解決できない課題に対応するために、高齢者相談センター(地域包括支援センター)による相談支援体制を強化するとともに、在宅医療・介護関係者の連携の充実を図り、途切れることのない支援体制を深化させます。また、身体機能が低下しても住み慣れた地域で安心して自立した暮らしが継続できるよう、(※30P注 16)グループホーム等の介護保険施設をはじめとした多様な施設の利用促進を図ります。

③ 人権侵害の未然防止

高齢化により認知症高齢者は増加することが予測されます。認知症となっても、地域においてその人らしい生活を過ごすことができるよう、認知症に対する市民の正しい理解を促進するための啓発講座を開催するとともに、認知症を地域でサポートする人(認知症サポーター)の養成に努めます。

認知機能や、身体機能の低下により虚弱となった高齢者に対する虐待は、その生命を脅かす 重大な問題です。市民や医療・介護関係者を対象とした虐待防止講演会を開催するなどして啓 発に努め、高齢者虐待を未然に防止します。

また、虐待事案が発生した場合は、周囲の人が早期に気づき、疑いの場合であっても市や警察に通報することが「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成18(2006)年4月施行)(高齢者虐待防止法)」で義務付けられています。虐待防止のために市民がとるべき行動について啓発を図るとともに、通告を受けた場合は、迅速・適切に対応できるよう、関係者による虐待防止ネットワークを強化します。

④ 権利擁護の推進

認知機能が低下した人等は、日々の金銭管理や様々な手続きが難しくなることも少なくありません。また、悪徳商法や犯罪に巻き込まれる危険性が高くなっています。

これらに対応するために、「福祉サービス利用援助事業 (かけはし)」、「成年後見制度利用支援事業」などの権利擁護事業や、消費者被害に対応するために消費生活相談等があります。情報を市民に広く周知するための広報活動を継続するとともに、高齢者相談センター(地域包括支援センター)等により、必要な事業・相談窓口へのつなぎ支援を行います。

また、権利擁護の強化を図るために、関係機関とのネットワークを充実させていきます。

4. 障害者

(1) 現状と課題

国連において、障害者の完全参加と平等をテーマに昭和 56 年(1981 年)を「国際障害者年」としたほか、「アジア太平洋障害者の 10 年」平成 5 年(1993 年)~平成 14 年(2002 年)などさまざまな取り組みが進められてきました。

国においても、平成 18 年 (2006 年) に国連総会で採択された「障害者の権利条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、「障害者差別解消法」などの法整備を行ってきました。

また、これら一連の国内法の整備を経て、平成26年(2014年)1月に障害者の権利に関する条約が批准され、障害のある人の権利の実現に向けた取り組みが、一層強化されることになりました。

本市においては、障害者の高齢化や援助へのニーズの変化、人権の擁護と生活の質の向上など時代の変化に対応するため、人にやさしいまちづくりや、豊かな地域生活のため「第5期三原市障害者プラン」において、「ひとりの市民として普通に暮らせるまちづくり」を基本理念に総合的な地域支援システムの構築に努めています。

また,障害者自身の主体性,自主性を尊重し,基本的人権を持つ一人の市民として積極的に 社会参加でき,その能力が十分発揮できるよう施策を推進しています。

障害のある人に対する誤解や偏見など、理解と認識は十分とはいえず、障害者の社会復帰、 自立及び社会参加が困難である場合も多く、また、障害のある人に対する差別や虐待などの人 権問題も発生しています。

人権問題市民意識調査においても、「障害者の人権について、どのような問題があると思いますか」の問いに「就職、職場で不利な扱いを受けること」47.4%、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりすること」37.4%、「職場、学校、地域のなかで合理的な配慮を受けられないこと」28.7%となっています。

また、障害者に対する悪質な差別といわれる「入居・入店が困難な施設が多いこと 23.4%、「結婚に際して、周囲から反対をうけること」21.7%なども指摘されています。

(2) 施策の方向

① 地域生活の支援

障害者の自立と社会参加を進めるため各種施策・事業の充実を図るとともに、地域における 障害者の自立を支援する体制の整備を進めていきます。

また、障害者の完全参加と平等の実現や障害者に対する差別、偏見の解消及び人権侵害の発生防止に向けた取り組みを推進します。障害者が差別や虐待・暴行を受けるなどの人権侵害からの救済を図るための相談体制を充実するとともに、障害者の権利擁護のため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を推進します。障害者の自立と社会参加をより一層推進し、※(30P注 17) リハビリテーションと※(30P注 18) ノーマライゼーションの理念を実現するため積極的に啓発・広報活動を進めます。また、障害者に対する理解と認識を推進するため、学校等における障害者に対する理解を深める教育を推進し、障害者との交流の機会をさらに深めてまいります。

② 障害児教育の充実

知的障害児に対して、その乳幼児期において適切な対応を行うことは、望ましい成長発達を 図るうえで著しい効果があるといわれています。

現在,保育所等において,集団保育が可能な障害児を受け入れ,その機能回復を図っていますが,さらに幼稚園への障害児の受け入れを推進するとともに,早期療育の一層の充実を図ります。

③ 社会的自立に向けた支援

障害者の社会的自立を促進するため、多様な就労の場の確保、各種助成制度の充実等きめ細 やかな障害者対策を推進します。

また、社会参加促進事業や障害者就労支援事業等の充実により自立に向けた支援を推進する とともに、障害者就労支援事業所と企業との連携による能力開発等の充実を図り、障害者の人 権が保障された就労の確保に努めます。

④ 住みよい環境の整備

障害者が安心して自立した生活や積極的な社会参加ができるような、障害者に配慮したまちづくりをめざします。

建物や道路等,障害者に配慮した構造の改善や※ (30P 注 19) ユニバーサルデザイン化をさらに進め,障害者の自立と社会参加を促進します。

⑤ 障害者差別解消法の周知

障害者差別解消法の周知や啓発等を行い、理解を深め、すべての市民が障害の有無によって 分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しつつ共生する社会や障害を理由とする差 別のない社会の実現をめざします。

5. 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、人権普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

昭和40年(1965年)に出された※(31P注20)同和対策審議会答申は「その早急な解決こそ 国の責務であり、同時に国民的課題である。」と規定しました。この答申を受けて昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和問題の早期解決を図るため、住環境整備から啓発事業まで広範な同和対策事業が実施されてきました。

昭和57年(1982年)には「同和対策事業特別措置法」が「地域改善対策特別措置法」にかわり、昭和62年(1987年)に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (以下「地対財特法」という。)」が施行され、事業が実施されてきました。

平成8年(1996年)の「地域改善対策協議会意見具申」や平成9年(1997年)の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画では、今後の同和問題に関する差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構成され、その中で、同和問題を人権問題の重要課題として捉え、この問題固有の経緯等を十分に認識する中で取り組みを推進することとされています。

また、平成 11 年 (1999 年) には、平成 8 年 (1996 年) に制定された「人権擁護施策推進法」にもとづき国に設置された人権擁護推進審議会において「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出されました。答申では、同和問題をはじめわが国のさまざまな人権問題の存在が明らかにされるとともに、啓発実施主体の役割と連携、人権教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸施策について提言がなされました。

平成14年(2002年)3月,「地対財特法」が期限切れとなり、これまでの特別対策としての同和対策から、一般対策への移行という大きな転換期を迎えましたが、法の期限切れが同和問題解決に向けての取り組みの終結を意味するものではありません。しかし、実際には財政的な施策がなくなったことにより、終了したかのような側面もあります。

そういった状況のなか、平成28年12月に、「部落差別解消推進法」が施行され、法律に部落差別が今なお存在していること、国や地方自治体の差別の解消に向けての責務などが明記されました。今後は国の動向に注視していく必要があります。

人権問題市民意識調査においても、「部落差別はまだ存在している」28.7%で、市民の約3割が、まだ部落差別は解消していないと認識しています。また、「わからない」という回答が半分強をしめており、前回調査と比べて約2倍に増えています。その理由として、「差別意識をなくすための教育・啓発が不十分」53.5%、「同和問題に関する話題を避ける」47.9%、「同和地区出身者に対する偏見が強く、市民の人権意識が低いから」46.5%となっています。

このような状況から,同和問題に関する偏見や差別意識の解消と早期解決に向けた教育・啓発 活動を引き続き推進していくことが必要です。

(2) 施策の方向

① 啓発活動の推進

市民一人ひとりが同和問題を正しく理解、認識し、偏見や差別意識の解消を図るため、あらゆる機会を通じて市民啓発を推進します。

本市においては、人権講演会の開催や市広報による人権啓発活動をはじめ、啓発冊子、啓発 リーフレット、※ (31P注 21) 人権ライブラリーでの貸出し等を実施していますが、内容の充 実に努めます。

同時に、企業や町内会、その他各種活動団体等で実施される人権研修会に講師派遣などの取り組みをします。

また,「部落差別解消推進法」の周知や啓発を行い,法律の認知を上げ理解を深め,日常生活の差別を解消し,人権を擁護するため,国,県等の関係機関と連携,協力するとともに,人権相談及び生活相談業務等の充実に努め,法律の趣旨に沿った活動をします。

さらに,「登録型本人通知制度」の加入を促進するために, 市民への加入の周知と啓発にむけた活動をしていきます。

② 人権教育の充実

学校においては、子どもの発達段階に則し、教育活動全体をとおして人権尊重のかん養を図り、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

地域においては、各種講座など社会教育のあらゆる機会を通じて、同和問題に関する教育の推進を図ります。

家庭においては、家族のふれあいや親子の会話を通して、同和問題の不合理、矛盾について 理解が深められるよう努めます。

また、啓発における指導者の専門性の向上と指導力の強化を図るための養成・研修を推進します。

③ 人権文化センター活動の推進

人権文化センターにおいては、地域社会全体の中で、人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれた※ (31P注 22) コミュニティセンターとしての取組等が行われ、人権尊重の意識の高揚を図るうえで重要な役割を担っており、これまでの経緯を踏まえ、今後ともその活動の充実を図ります。

また、各地域のコミュニティセンター等においても、人権啓発の住民交流の拠点となるよう 連携を深めることとします。さらに、同和問題に関する人権課題が発生したときには、人権侵 犯事件として適切な解決を図るとともに、関係団体との連携を図ります。

6. アイヌの人々

(1) 現状と課題

日本には、古くからアイヌの人々が、北海道に先住民族として住んでいました。現在においても、アイヌ語等をはじめとする独自の伝統や文化を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りであるその伝統や文化は、江戸時代の松前藩による支配、明治政府の風俗を改めることや日本語の使用の強要などの同化政策により、多くが失われ人口も激減した歴史があります。

今日、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準は、これまでの北海道ウタリ福祉政策の実施等により向上はしてきているものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。このような状況の中、平成9年(1997年)、アイヌ語やアイヌ伝統文化の保存振興及びアイヌの人々に対する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現を図り、併せてわが国の多用な文化の発展に寄与する目的で「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。

こうした動向を踏まえ、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めることが必要です。

(2) 施策の方向

アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、アイヌ語やアイヌ伝統文化に対する正しい 理解と認識を深め、アイヌの人々の人権を尊重するための人権教育・啓発を推進します。

7. 外国人

(1) 現状と課題

本格的な国際化時代を迎え,本市においても外国人来訪者や登録者が年々増加しています。 本市の平成30年(2018年)3月末現在の外国人登録者数は1,956人で,平成17年(2005年)3月末の外国人登録者数は1,121人で増加率は74.5%であり,かなり高い数値を示しています。 国別の内訳としては、中国籍568人、ブラジル籍117人、韓国籍92人、その他に29ヵ国1,179人となっています。

このように外国人の増加にともない、言語、文化、習慣等の違いによる誤解などから、近隣住 民との摩擦が生じたり、理解が不十分であることによる外国人に対する差別や偏見などの人権 問題が生じています。

また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動を公然と行う「ヘイトスピーチ」が問題となり平成28年(2016年)6月には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

人権問題市民意識調査においても、「日本に居住している外国人の人権についてどのような問題がありますか」の問いには、「文化や社会事情の違いによるトラブル」58.8%と最も高く、ついで「風習・習慣の違いによる様々な不利益」37.3%、「就職・職場での不利な扱い」19.8%となっています。

こうした中、国籍や民族を問わず、すべての人が同じ人間として尊重し合い、異なる文化や 生活習慣、価値観に対する相互理解を深め合い、ともに生きる社会環境を作るための人権教育・ 啓発を推進することが必要です。

(2) 施策の方向

① 国際理解の促進

国際理解のための講座等が実施されていますが、引き続いての実施と内容充実の支援に努め、市民が参加しやすい国際理解への機会の提供に努めます。

また,「ヘイトスピーチ解消法」の周知を行い,不当な差別的な言動がない社会の醸成をめざして啓発等を行っていきます。

② 外国人への情報提供の充実

観光情報誌、生活情報誌など各種情報提供出版物等を充実させていくとともに、その 多言語化に取り組みます。

③ 地域環境·都市基盤整備

在住外国人や来訪外国人が安心して働き、学び、生活していくことができるよう、 文化・スポーツ施設、観光地など外国人が多数利用する場所で、外国人にわかりやすく、 親しみやすいまちづくりの促進に努めます。

8. HIV感染者等・ハンセン病患者等

(1) 現状と課題

① HIV感染者等

エイズの原因である※ (31P注 23) HIV (ヒト免疫不全ウイルス) の感染経路は限られており、また、その感染力が弱いため、正しい知識をもって行動すればHIVの感染を予防することは可能ですが、全国のHIV感染者及びエイズ患者(以下「HIV感染者等」という) の数は、毎年増加している現状があります。

平成11年(1999年)に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」は、過去に※(31P注24)ハンセン病、HIV感染者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しかつ適切な医療の提供を確保し、感染症対策を総合的に推進するために制定されたものです。

HIV感染者等に対する差別や偏見を解消するには、エイズがHIVというウイルスによって引き起こされる病気であり、感染症の一つに過ぎないことを正しく理解することが必要です。

人権問題市民意識調査においても、「エイズ患者・HIV感染者の人権についての問題点」の問いに第1位は「エイズ・HIVについて誤った情報を流す」52.6%、ついで「感染者に対する差別的言動」29.6%、「感染症に対する結婚問題での周囲の反対」「感染者に対する就職・職場での不利な扱い」の順になっています。

② ハンセン病患者等

ハンセン病については、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されるまで、不治の病気、怖い病気などという誤った認識から、患者の終生隔離を中心とした政策の中で差別や偏見が生まれてきました。

人権問題市民意識調査においても、「ハンセン病患者・回復者やその家族の人権についてどのような問題がありますか」の問いについて、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」29.6%、「患者、回復者やその家族への差別的な言動をされること」28.7%と続きますが、一方で、「分からない」という回答が46.0%に上っています。

「らい予防法」の廃止の意義と療養所に入所しているハンセン病患者やハンセン病元患者が 円滑に社会復帰できるよう, ハンセン病に関する正しい情報を提供するなど, 啓発を行うこ とが重要な課題です。

(2) 施策の方向

人権問題市民調査の結果では「分からない」の回答が多いことから、エイズやハンセン病などの感染症に対する正しい理解と認識を深め、患者・感染者やその家族の人権と※(31 P注 25)プライバシーが守られ、差別されることなく地域社会の中で、いきいきと生活できるような環境を育むための人権教育・啓発を推進します。

9. インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの急速な普及により、ホームページ、BBS(電子掲示板)、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などを利用する人が増えています。これらの特性として匿名性、情報発信の容易さなどがあげられ、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど様々な問題が発生しています。

国においては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の 開示に関する法律」(平成14年5月施行)により、インターネットなどによる情報の流通によって権利の侵害があった場合、発信者情報の開示を請求できます。また、「個人情報の保護に関する法律(平成17年4月施行)により、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務が規定されており、本市においても、「三原市個人情報保護条例」(平成17年3月施行)により、市の機関が保有する個人情報の適正な取り扱いを行っています。

人権問題市民意識調査においては、「インターネットを使った人権侵害についてどのような問題があると思いますか」の問いに、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」63.8%、次いで、「プライバシーに関する情報が掲載されること」55.0%、「差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」36.9%と続いています。

(2) 施策の方向

インターネットは、生活の一部と化している現状から、情報の規制をすることは難しいですが、インターネットの情報を定期的に閲覧し、差別を助長するようなことについては削除要請などをしていくことに努めます。また、(31P注 26)メディアリテラシーの啓発や教育にも力を入れ、受信者として情報を見抜く力や、発信者としては様々な視点をもとに情報を発信し、ひとつの意見に偏らないようにする必要があります。インターネット上における、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発を行います。

10. 性的指向と性自認

(1) 現状と課題

性的指向と性自認に関して、「男性が男性を、女性が女性を好きになること」に対しては、根 強い偏見や差別があり苦しんでいる人々がいます。また、からだの性とこころの性の食い違い に悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。

LGBT 等と表現することもあり、L は女性同性愛者(レズビアン Lesbian), G は男性同性愛者 (ゲイ, Gay), B は両性愛者 (バイセクシャル, Bisexual) そして, T は身体と心の性別に違和感のある人(トランスジェンダー, Transgender)の頭文字の組み合わせです。

公的な調査結果はありませんが、近年さまざまな調査が行われており、ある調査では日本人

では約20人に1人くらいの割合でLGBTの人がいるといわれています。(※公益社団法人 人権 教育啓発推進センター 職場の人権 基本の「き」より)

人権問題市民意識調査においては、「同性愛、両性愛等といった性的指向に関する人権について、どのような問題がありますか」の問いについて、「差別的な言動をされること」45.0%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」33.7%、そして、「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が続いています。

(2) 施策の方向

この問題については、まずLGBTの人が身近にいる可能性があることを認識する必要性があります。性の多様性が認められ、それぞれの人の生き方が尊重される社会を形成されるような啓発と教育を行っていきます。また、公共施設のトイレ等のジェンダー観が問われる施設のあり方も、三原市人権行政推進協議会などで方向性などを示していくように努めていきます。

性的指向や性自認などに関する相談に応じるとともに、県の専門窓口などと連携を取りなが ら、相談体制の充実を図っていきます。

11. さまざまな人権をめぐる問題

その他, 刑を終えて出所した人, 犯罪被害者, ホームレス, 東日本大震災被災者や北朝鮮によって拉致された被害者などさまざまな人権問題があります。

このような問題についても、すべての人の人権を尊重し保障する視点に立って、関係 機関等を中心に正しい知識の普及や啓発の推進に努めます。

また、社会情勢の変化にともない新たな問題も生じており、これらについても、この 推進計画の趣旨に沿って対応します。

第4章 計画の推進

1. 計画推進体制について

推進計画を総合的,効果的に推進し,市民の人権尊重意識の高揚をさらに図っていくため, 「三原市人権施策推進協議会」及び※(31P注 27)「三原市人権行政推進協議会」を中心に全庁 的な取組を進め,機能を有効に作用させ関係課相互の緊密な連絡調整を図ります。

2. 国・県及び関係団体との連携

推進計画の推進にあたっては、広範な取り組みが必要であり、国及び県との整合性を図りながら、近隣市町村及びその他の公的機関や企業・民間団体等と緊密に連携し合い、人権尊重の社会を実現するための取組を行います。

3. 計画の見直し

人権問題は社会情勢の変化等により、新たな問題も発生してきます。時代の要請、ニーズに 合った施策の実施に努めると同時に、策定後10年で内容の見直し改定を行います

《用語の解説》

注1 「人権尊重都市宣言」

平成17年(2005年)6月28日に三原市議会が決議した人権尊重都市宣言です。内容はつぎのとおり。「人は、すべて生まれながらに自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有している。

私たちは、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとに、人権意識の高揚を図り、民主的な 社会の建設に努め、平和で明るい豊かな文化のまちづくりを目指してきたところである。

しかしながら、社会経済情勢の多様化などは、人間疎外と社会意識や道徳心の欠如を生み、思想・ 信条・性別・社会的身分・門地等による多くの人権侵害の事象が後を絶たないのもまた事実である。

よって、三原市議会は、日本国憲法の基本的人権尊重の原則に基づき、すべての人々の人権が等しく尊重され、平和で明るい社会が実現することを願って、ここに三原市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。」

注2 「非核・平和都市宣言」

平成17年(2005年)6月28日に三原市議会が決議した非核・平和都市宣言です。内容はつぎのとおり。「平和で豊かな社会の実現は、全世界の人々の願いである。今日の世界情勢は、軍縮の流れに変わろうとしているとはいえ、今もなお核兵器の根絶には程遠く、世界平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしている。

被爆県の都市として核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみを思うとき、この地球上で再 び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。

よって、三原市議会は、日本国憲法の平和主義の原則に基づき、改めて非核三原則が完全に実施 されることを願うとともに、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を全世界に強く訴え、恒久平和を希 求し、ここに三原市を「非核・平和都市」とすることを宣言する。」

注3 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」

昭和40年(1965年)の第20回国連総会において、締約国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なく実施すること等を主な内容とし、全会一致で採決されたものです。

注4 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

昭和54年(1979年)の第34回国連総会において,第2次世界大戦のような悲劇を二度と繰り返さないようにとの考えでできた国際連合は、基本的人権の尊重、男女平等の実現について積極的に取り組んできたが、女子に対する差別が依然として広範に存在していることから採択されたものです。

注5 「児童の権利に関する条約」

平成元年(1989年)に国連総会で採択された条約。18歳未満のすべての者を対象に、生命に対す

る固有の権利,思想の自由,社会保障の権利,教育についての権利等について包括的に規定したものです。わが国は,平成6年(1994年)に批准しました。

注6 「国連婦人の10年」

昭和23年(1948年)の第3回国連総会において、「世界人権宣言」がうたわれ、昭和41年(1966年)には「国際人権規約」が採択され、この人権の立場から女性の地位の改善について、つぎつぎと宣言や条約が採択されてきました。昭和42年(1967年)「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択され、この宣言を実効あるものとするため、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」とし、婦人問題に集中的に取り組む年と決定し、さらにむこう10年間に女性の地位向上に必要な施策と行動を、各国政府によびかけたものです。

注7 「人権教育のための国連10年」

平成5年(1993年),ウィーンで開催された世界人権会議において採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において人権教育の重要性が協調され、「人権教育のための国連10年」を宣言するよううたわれた。

これを受けて、平成6年(1994年)の第49回国連総会において、平成7年(1995年)~平成16年(2004年)を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国にさまざまな活動を行うことを提唱したものです。

注8 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

「人権教育のための国連 10 年」に係る施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、政府 は平成 7 年 (1995 年) 12 月に内閣に人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、その後、平成 9 年 (1997 年) 7 月に、行動計画を取りまとめたものです。

注9 「人権擁護施策推進法」

平成8年(1996年)12月に公布され、4条の条文からなり、第1条では、目的規定として「人権 擁護に関する施策の推進を図り、もって人権の擁護に資する」ことを、第2条では、責務規定とし て「人権教育及び啓発に関する施策の推進並びに人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の 責務とする」ことを、第3条では、審議会設置規定として「国の責務に関する事項を審議する審議 会を法務省に設置する」ことを、第4条では、審議会の組織に関する規定をそれぞれ定め、附則で この法律は5年で失効する旨を定めたものです。

注 10 「三原市人権施策推進協議会」

人権が尊重される社会づくりに係る調査,審議及び答申に関する事務を担当する市長の附属機関で,有識者 15 人で組織されているものです。

注 11 「啓発リーフレット」

人権問題など多くの人に、より高い認識・理解をいただくために作成した一枚刷りの印刷物のこ

注12 「セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)」

相手の意に反した性的な言葉やふるまいによって、労働条件を悪化されたり、就業に悪影響を及 ぼし、働きにくくされることをいいます。

注 13 「ジェンダー」

「男らしさ, 女らしさ」のように, 出生後に社会慣習や文化によって作られてきた性差観念をいいます。

注 14 「ドメスティック・バイオレンス (DV)」

配偶者や恋人など親しい関係のパートナーから加えられる暴力。身体に対する暴力のほか、精神 的暴力や性的暴力も含まれます。

注 15 「男女雇用機会均等法」

昭和61年(1986年)に、就労の場で、女性が男性と均等に機会や待遇を確保されることなどを目的として施行されました。正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

平成9年(1997年)4月に一部改正され、多くは平成11年(1999年)から施行されました。「募集・採用・配置・昇進・教育訓練における差別禁止」、「事業主のセクシュアル・ハラスメント防止策配慮措置義務」などが新たに規定され、事業主の責任がより明確に問われるものとなり、働く男女が生き生きと働ける職場環境づくりをめざすものとなっています。

注16 「グループホーム」

ひとりで生活するのが困難な人が数人集まり、同居もしくは近くに居住する世話人の手助けを借りつつ、住宅で自立して共同生活するところです。

注17 「リハビリテーション」

障害を受けたものを、身体的、精神的、社会的、職業的、経済的な能力を可能なまでに回復させることをいいます。

注 18 「ノーマライゼーション」

障害者や高齢者など社会的に不利益を負いやすい人たちを特別視することなく、そのあるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受し、生活し活動することが当然であるという考え方をいいます。

注19 「ユニバーサルデザイン」

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良

していこうという考え方。

注 20 「同和対策審議会答申」

昭和36年(1961年),総理府に同和対策審議会が設置され、内閣総理大臣より「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問をうけ、昭和40年(1965年)に審議した結果をまとめた答申が出され、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとされています。

注 21 「人権ライブラリー」

人権に関する図書、ビデオなどの資料を収集し閲覧に供する施設をいいます。

注 22 「コミュニティセンター」

地域の生活圏整備の核としての複合施設。主なものは、集会・図書・実習・相談・児童高齢者福祉などの諸施設です。

注 23 「HIV (ヒト免疫不全ウイルス)」

エイズの原因となるウイルスのひとつ。HIV感染症は、その感染経路が特定されているうえ、 感染力もそれほど強いものでないことから、いたずらに感染を恐れる必要はないものです。

注 24 「ハンセン病」

癩(らい)菌の感染によって起こる伝染病。ハンセン病は、潜伏期は3年から20年にも及ぶため、かつては遺伝性と誤解されたこともありました。現在では、治療方法が確立し、伝染力は弱く、治癒する病気です。

注 25 「プライバシー」

個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利です。

注 26 「メディアリテラシー」

テレビやインターネット,新聞などの出版物など各種メディアが発信する情報を主体的に読み解 き、情報を理解する能力のです。また、自ら発信する能力の意味も含まれています。

注 27 「三原市人権行政推進協議会」

人権行政の基本方針及び事業計画の審議、必要な関係部局相互の連絡協議、人権行政の実施状況 及び実施計画の検討など人権行政の総合的な推進を図るため設置され、副市長、教育長以下各部部 長級で組織されているものです。